

業 務 概 況

1. 全国商工会議所役職員退職年金共済制度

(1) 本共済制度については、キャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10年国債5年平均利回り＝に連動する）の枠組みにより、前年度に引き続き「予定利率1.5%」「指標利率（上限）1.2%」「掛金率68‰（1000分の68）」で運営された。

予定利率・指標利率（上限を含む）については、3年ごとの財政再計算の都度、必要に応じて見直すこととしており、直近再計算（平成21年11月：第15回）の結果、現行どおりとなっている。

(2) 年金資産の運用については、バランス型（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統4資産で構成）かつ低リスクを基本方針とし、信託銀行（2社）と投資顧問会社（2社）への委託により行っている。

本年度は、5月のギリシャに端を発した欧州財政危機により金融市場（マーケット）は大幅に悪化したものの、世界経済は米国金融危機後の最悪期を脱し、景気回復期待の高まりを背景に内外株式相場とも堅調に推移した。ところが、年度末に発生した東日本大震災により国内株式相場が大きく下落することとなり、それまでの大幅な円高基調の為替相場も影響して、4資産全体としては予定利率を下回る実績となった。

(3) また、年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関（4社）のヒアリングを実施し、運用実績の評価、運用方針、次年度運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。

(4) 本制度の新規加入者は149名、退職者は244名で、本年度末現在の加入商工会議所等は203カ所3,456名となった。

また、本年度末基金現在高（時価総額）は、160億2百万円となった。

(5) 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベースで218名（うち、年金受給資格者で一時金とした者109名）に対して14億76百万円であった。

一方、年金給付は523名（退職年金505名・遺族年金18名）に対して4億9千万円であった。

(6) 3月に発生した東日本大震災により被災した商工会議所を支援するため、新たに「掛金の中断に関する特例」を規定し、申請に基づき掛金の納付を当分の間、中断できるよう整備した。

2. 保健・福利厚生に関する事業

(1) 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（引受保険会社：アクサ生命保険株式会社）

全国の商工会議所の事務局員を対象とした団体生命保険で、商工会議所の弔慰金、労働災害見舞金制度を充実するために実施している。割安の保険料（例：100万円コースの場合、月額390円）で、一般死亡の場合には、100万円から500万円の死亡保険金、労働災害死亡の場合には、それぞれ一律に400万円の労働災害保険金を上乘せして支払われる。

本年度末における加入商工会議所は、253カ所4,517名であった。

本年度の給付は死亡保険金および高度障害保険金3商工会議所3件900万円で、その結果、加入商工会議所に対する契約者配当金額は1,893万円、還付率52.0%であった。

(2) 災害保障特約付福祉団体定期保険（引受保険会社：アクサ生命保険株式会社）

全国の商工会議所の常勤役職員とその家族を対象とした団体生命保険で、割安の保険料（例：300万円の場合、月額1,320円）で、不慮の事故による入院に対して入院給付金（最高額1日につき7,500円）が、病気死亡・災害死亡に対して死亡保険金（最高額1,500万円）が支払われる。

本年度末における加入商工会議所は、369カ所3,896名であった。

本年度の給付は入院給付金、死亡保険金および災害保険金9商工会議所9件1,219万円で、その結果、加入商工会議所に対する契約者配当金額は6,451万円、還付率は本人・配偶者57.2%、子供34.6%であった。

(3) 総合傷害補償制度（引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社）

全国の商工会議所の常勤役職員とその家族を対象とした総合傷害補償制度で、傷害保険と所得補償保険がある。このうち所得補償保険については、従来の最長2年間補償する保険に加え、平成23年1月から新たに長期補償型の保険の提供を開始した。

本年度における状況は次のとおりである。

傷害保険

全国の商工会議所の常勤役職員とその家族を対象とした団体保険で、交通事故など偶然の事故によるケガでの死亡・入院・通院に対して保険金が支払われる。また、オプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。なお、本保険は無配当保険である。

本年度の加入商工会議所は92カ所714名で、支払保険金は34件115万円であった。

所得補償保険＜短期型＞

全国の商工会議所の常勤役職員を対象とした団体保険で、病気またはケガによって休職した場合、最長2年を限度として被保険者の所得を補償するもので、無事故の場合、支払保険料の20%が払い戻される。

本年度の加入商工会議所は18カ所32名で、支払保険金は0件0円、無事故戻し保険料は13万円であった。

所得補償保険<長期型>

全国の商工会議所の常勤役職員を対象とした団体保険で、病気またはケガによって就業不能（就業障害）となり、長期の入院や自宅療養で大幅に収入が減少してしまうような場合、最長60歳まで被保険者の所得を補償するもので、オプションとして“うつ病”など心の病による療養も補償対象に付加されている（精神障害は最長2年まで）。

本年度の加入商工会議所は1カ所1名で、支払保険金は0件0円であった。

(4) 成人病特約付医療保険（引受保険会社：アクサ生命保険株式会社）

全国の商工会議所の常勤役職員とその家族を対象とした医療保険で、成人病で入院した場合には入院給付金倍額の特約付となっている。保険期間により、80歳型（定期医療保険）、終身型（終身医療保険）がある。

本年度末における80歳型の加入商工会議所は177カ所475名、終身型の加入商工会議所は35カ所44名であった。本年度の給付は、80歳型が58件817万円、終身型が5件47万円であった。本保険は無配当保険である。

なお、終身型については、既加入者の契約は継続するものの、加入者数の減少等から、平成22年6月をもって新規契約の販売を終了することとなった。

(5) 休業補償プラン（引受保険会社：株式会社損害保険ジャパン）

全国の商工会議所の常勤役職員および配偶者を対象とした団体所得補償制度で、特に配偶者についても、病気・ケガで入院した場合の家事等にかかる費用等について補償するものとなっている。本制度の特長は、スケールメリットを活かした保険料の大幅割引、最長1年間のロング補償、天災によるケガも補償、等である。

本年度の加入商工会議所は、16カ所52名であった。本年度の給付は、2件57万円であった。

(6) 3月に発生した東日本大震災により被災した商工会議所を支援するため、加入者が被災により保険料の払込みが困難な場合、保険料の払込みを最長6カ月間猶予できる引受保険会社の特別措置等の周知を図った。

(7) 福利厚生施設

福利厚生施設積立金の管理・運用を行うとともに、宿泊施設については、「豊友倶楽部メンテルス大塚・巣鴨」、「マロウドイン赤坂」、「シーサイドホテル芝弥生会館」と契約し、主に各地から上京する商工会議所役職員の利用に供した。また、平成22年10月より新たに「お茶の水ホテルジュラク」、「ホテルヴィンテージ新宿」の2ホテルと契約し、福利厚生サービスのさら

なる拡充を図った。

なお、豊友倶楽部関係の本年度の利用者数は、「メンテルス大塚」157名、「メンテルス巣鴨」55名の合計212名であった。

3. その他

- (1) 本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、教養の向上に関する事業の一環としてFP(ファイナンシャル・プランナー)による身近な生活設計に関するアドバイスや経済・景気情報等の提供を行った。(ホームページURL <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>)
- (2) 現在、特例民法法人である本共済会は、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行することを目指して諸準備を進めていくこととし、新公益法人制度に関する諸情報の収集等を行った。